

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學図書館所蔵

勝海舟旧蔵「二條大坂御城之記」：解題と翻刻

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高見澤, 美紀 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000647

國學院大學図書館所蔵 勝海舟旧蔵

「二條大坂御城之記」—— 解題と翻刻 ——

高見澤 美 紀

はじめに

國學院大學図書館が所蔵する準貴重書⁽¹⁾のうちに「二條大坂御城之記」という史料がある。これは勝海舟旧蔵とされるもので、二条城・大坂城の由来や城内の構造・設えなどを記述している。

本稿は、この勝海舟旧蔵「二條大坂御城之記」の翻刻と若干の解題を加えるものである。

一、勝海舟略歴

史料解題にさきがけて、勝海舟（麟太郎）⁽²⁾について簡略に記しておきたい。

麟太郎は文政六（一八二三）年六月、男谷家より養子に入った旗本勝左衛門太郎物部惟虎（小吉）と勝家の娘信子の長男として江戸本所亀沢町に生まれた。父小吉は『平子龍先生遺事』・『夢酔独言』⁽³⁾の著者としても夙に名を知られ

た人物である。麟太郎は文政一二年から二年間ほど將軍家慶の五男初之丞の相手として西丸へ召し出されたという。天保九（一八三八）年七月二十七日、父小吉の隠居に伴い一六歳で家督を譲られ、知行一〇〇俵取りの御家人・勝麟太郎物部義邦として小普請組に入れられた。三二歳となる安政元（一八五四）年、日米和親条約締結に際して、海防に關する意見書を提出すると、翌年一月に翻訳調所出役⁴と大坂近海・伊勢海岸の見分を、八月に長崎海軍伝習所勤務を命ぜられ、小普請組からようやく小十人組へ番入りとなり、翌三年には大番へと番替えされた。この間に結婚、長女・長男小鹿の出生、父小吉の死去があり、また妹順子は佐久間象山に嫁している。⁵

この後の海舟の動向については知られるところなので主に役職の変遷のみを挙げておきたい。⁶ 安政七（一八六〇）年一月から五月にかけて咸臨丸艦長として太平洋を往復したのち、同年（万延に改元）六月には大番白須甲斐守組・軍艦操練所教授方頭取から天守番之頭へうつり、十二月に蕃書調書頭取助を命ぜられ、文久元（一八六一）年九月には天守番之頭格・講武所砲術師範役となる。文久二年七月に二丸留守居格・軍艦頭取となり、一〇〇俵高に増（勤務中は五〇〇俵高）され、同年閏八月軍艦奉行並として役高は千俵となる。この時、文久三年の上洛に二度とも御供している。元治元（一八六四）年五月には大坂において軍艦奉行・作事奉行次席を仰せ付けられ、諸大夫・安房守に任ぜられた（役高二〇〇〇石、役金二五〇両）。同時に大坂舟手が廃されたため水主其外共を預けられている。同年一月に軍艦奉行を罷免され寄合に入るが、慶応二（一八六六）年五月に再任され、慶応四年一月に海軍奉行並・陸軍總裁となる。この年三月一三・一四日に西郷隆盛との会談を行い、翌月一日江戸城開城となった。明治五（一八七二）年五月海軍大輔に任命、翌年一〇月から参議兼海軍卿、一八七五（明治八）年四月から元老院議員となり、一八八七（明治二〇）年、六五歳で伯爵を受爵すると、一八八八（明治二一）年には枢密顧問官に就任した。一八九九（明治三二）年一月一九日、自宅にて死去、享年七七歳の生涯であった。

二、書誌的事項について

勝海舟旧蔵「二條大坂御城之記」は現在國學院大學図書館に所蔵されるものであり、準貴重書として配架されている。付されているラベル番号は「Ⅲ／一四八七」となっており、この「Ⅲ」は旧分類で「歴史」を指し、そのうちの「一四八七番の書籍であることを示している」。

本史料は本学図書館作成の外帙に収められており、「二條大坂御城之記 勝海舟旧蔵」の題簽が貼り付けられている。史料本体は四ツ目綴じの縦長本で、改装の痕跡は見られない。表紙は小豆色正繫地艶出、その法量は縦二六・五^{テリ}×横一八・六^{テリ}となっている。表紙面左上には「二條大坂御城之記」と墨書された題簽が付され、表紙右側には「上中西 一四」の朱書の打ち付け書きがある。この朱書がどの段階で書かれたものかは不明だが、おそらく蔵書管理のためのものであると思われる。また朱書の上下にラベルが貼り付けられており、上部のラベルは黒野三段、上段に「部門」、中段に「番號」、下段に「冊數」の印刷があり、各段には「Ⅲ／1487／（記載なし）」とナンバリングされ、現在の請求番号と同じものである。下部のラベルは赤野二段、上段に「NO」の印刷に続けて「地・61」のペン書きの記入があり、下段には記載はない。時代的には下部のラベルがより以前のものである。

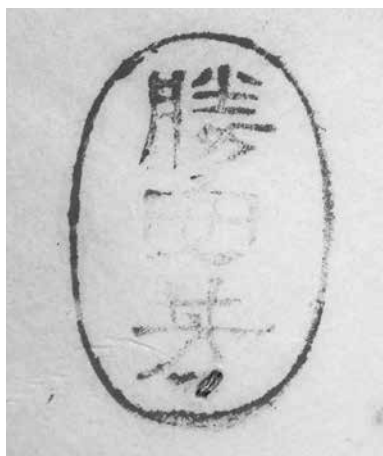
本史料は写本のため、表紙見返しへの記載は特にならない。丁数は五三^丁で、版心には文言がなく、奥下に「海舟書屋」と印刷された赤野料紙を使用している（写真1）。「海舟書屋」は前述の義弟・佐久間象山宅にあった額に墨書されていた文言で、海舟はこれに気に入って譲り受け自宅の書齋に掲げた。自らの号「海舟」もここからとったものである。一丁目表には「勝安芳」朱楕円の蔵書印（写真2）が押印される。この蔵書印の印文「勝安芳」は明治維新後に受領名である安房守の「安房」を「安芳」として字と^{あな}したもので、海舟の蔵書印として多くみられるものである。また

「國學院大學図書館印」朱角の蔵書印も押印されている。

五三丁目裏には本学図書館の受け入れ印「昭和五年一月十五日受入」が押印されている。海舟の旧蔵書は当初南葵文庫に収められたが、一九二四（大正一三）年に同文庫の廃止とともに勝家へ返却された。一九二八（昭和三）年に清明文庫に再生されたが、その後散逸したという。本学図書館への受け入れ経路は不明だが、受け入れられた年号が一九三〇年であることから、南葵文庫へ入る以前、もしくは勝家へ返却されたのち清明文庫に入る以前のことと考えられる。



(写真1) 罫紙銘「海舟書屋」



(写真2) 蔵書印「勝安芳」

三、記載内容について

本史料は内表紙によって「二條城之記」と「大坂城之記」とに大きく二部に分けられる。しかし、「二條城之記」

は内表紙を含めて八丁であるのに対して、「大坂城之記」は四三丁と、史料の大部分を占めている¹⁰⁾。本史料の記載内容について順を追ってみておこう。なお、本史料は先に挙げた蔵書印・罫紙銘から「勝海舟旧蔵」とされているが¹¹⁾、その内容については海舟の稿本ではなく、当時多く出回っていた二条城・大坂城に関するさまざまな刊本・写本からの書写と考えられる。本史料の伝写経緯等が不明のため、すべての底本との突き合わせは出来兼ねるが、大坂城の記述については高松利郎氏がその原本となる諸本を挙げられているので、これに該当するものについてはその旨を記しておく。

「二條城之記」は「二条御城之事」と題された一一の二つ書きから成る文章のみが記される。二条城の由来や設えのほか、火災や事件など特記すべき事項が年代順に並ぶ。まず、一条目は慶長六（一六〇一）年の天下普請の記述である。二条城建築の理由を上洛・参内の装束支度のためとし、上京の正親町の館を引き移したとする。続いて但し書きがやや下げた場所から書き始められており、全体を通じてこの形式を取っている。また、二条城の堀幅の狭さを取り上げ、留守の内に城を乗っ取られた場合関東より駆け戻って乗り戻さねばならない、その際に堀幅が広ければ乗り戻しにくくかろうとの上意があったという。二条目は寛永元（一六二四）年の普請と、上洛・行幸の記事である。但し書きでは城内のしつらえについて記述されている。三条目は二条在番の嚆矢について、四条目は二丸にあった家康・秀忠・家光の参内用の御車三輛についての記事である。これらは諸道具・障子なども往事のままであったことから、御殿頂の三輪市左衛門が褒美を受けたとされる。五条目は家光筆の画について記され、六条目から八条目は寛明日記から記事をひくくなどして火災の記事が続く。九条目・一〇条目は御銀蔵への侵入記事となり、一一条目の天明八（一七八八）正月二十九日におきた大火の記事が最後となっている。

一方、一丁の白紙を挟んだ後に始まる「大坂城之記」は全一二項目の文章から構成されるものである。翻刻文内に

(1) から(12)の番号を付し、以下に各項目ごとの内容を略記しておく。

(1) 「大坂御城之事」

二三条から成る、大坂城の由来や故事について記されたもので、『大坂御城由来』の文章に重なる。「抑」、「按に」などの但し書きは前の「二条御城之事」同様やや下げた位置からの書きだしで、本文に対する補足や考察を加えるもので、中には否定的な意見を述べている箇所もある。前半は一向宗本願寺地が大坂城地となった経緯や本願寺顕如・教如上人のその後、次いで徳川家による普請と大番による在番・城代・玉造口と京橋口の定番についてそれぞれ嚆矢が記される。後半は寛文五(一六六五)年の天守の焼失や桜門、惣堀など設え、千利休の手水鉢・石の灯籠、黄金水・銀水の井戸などの曰くつきの品々について語られる。また、寛明日記から二条・大坂在番の番衆による合力米について、日記から慶安三(一六五〇)年の中間による徒党一件・元文五(一七四〇)年の中間梶助による金蔵破りについてそれぞれ書き抜き記されている。

(2) 「大坂御城之略記」

大坂城御殿内を巡りながら、各部屋の間数、描かれている絵画と絵師を紹介するもので、『大坂御城順路書』の類本と考えられる。御殿順路を辿つてみると玄関から殿上之間、鷺之間・雁之間・溜之間から大広間へ至り、白書院・御連歌之間・御料理之間(清之間)から銅御殿を廻る。ここから黒書院へ戻り御対面所・棕櫚之間・御座敷之間(楮之間)・上下台所を通り、伺公之間から鷺之間へと戻ってくる。この順路は大坂城代・定番の見分の際のものであり、記述は御殿を出て各櫓・多門へと続いていく。この後焼失した天守について詳細な記述があるのが一般の順路書であるが、本項目では天守については天守台前の井戸(黄金水)について記すのみとなる。代りに各多門預かり方の区分と、桜御門・山里御門番所・口之番所・奥之番所の道具、与力同心の番所勤務について詳細な記述が行われている。

(3) 「御殿内名画之事」

『大坂御城記』のうちの「御殿内名画之処」¹⁶とほぼ同文の、御殿内に描かれた名高い絵画について記すものである。三代将軍家光の筆による鶏の絵などのほか、奥州武隈の櫓を使用した御連歌之間御床や一枚石の黒書院次之間囲炉裏、銅御殿襖縁の蜀江錦などの特記されるべき設えも併記されている。

(4) 「御本丸御殿間数并御張付模様御絵」

(2) の順路を踏襲しながら、各部屋の東西・南北の間数と天井や壁・長押、仕切りの鴨居・杉戸等の設え、絵画について、より詳細に記述したものとなっている。(2) では「夫より殿上之間御次江移ル」などと部屋から次の部屋への移動経路が記されているが、(4) は各部屋ごとに記述が行われ、また各部屋の絵画については絵師名が記されない。項目末には御殿の建坪数が記されている。

(5) 「御殿之内御畳有之候覚」

大坂城御殿の各部屋の畳数を書き上げたもので、(4) に続けて御殿全体のおおよその規模が知れる。(1) に渡辺内藏助・津川掃部が自害した千畳敷について、この場所を大広間と推測し、「畳千畳敷れしにや今の御殿左様の御間無之」とする記事があるが、こうした記述に対応したものとも考えられる。

(6) 「御本丸御破損方并地御蔵衆預り場所」

大坂城本丸の多門・櫓の預かり方区分を詳細に記したものである。大坂城の多門・櫓はそれぞれに名称が付されており、桜御門から反時計回りの順で記述される。本丸の惣坪数等に次いで記される本丸曲輪・山里丸・外曲輪については櫓数と「二重」「三重」等の建築様式のみが略記される。また、石垣の中に現れた模様から名づけられた石の大きさ、城中の井戸数が記載されている。

(7) 「御本丸用心道具之事」

大坂城本丸に設けられた消火設備・道具について触れたものである。享保七（一七二二）年までは水溜桶が設置されていたが、以降唐金製の水溜舟にかわっている。その他桶・提燈などの消火道具、長鳶口・長鎌などの延焼防止のための道具が揃えられていたことが知れよう。

(8) 「御殿御掃除之事」

本丸御殿の掃除についての項目である。掃除は毎月九のつく日に三度、本丸破損奉行立ち合いの下、破損奉行下奉行両番頭の与力同心と、御掃除定役である鉄砲奉行両組同心三名ずつにより行われた。彼らは掃除場所の分担を行い、座敷部分は番頭同心と鉄砲奉行同心が、縁側は両番同心、雨落から外の草取りは掃除番衆人足が担当することとなっていたようである。

(9) 「御番所諸小屋之事」

玄関大番所・山里大番所と東西に番頭・番衆小屋の規模について記す。大番所はその間数が、番頭小屋については惣地坪数、建屋坪数とその内訳として本家・与力同心・家中小屋それぞれの坪数、番衆小屋は建屋坪数と内訳の表小屋・門小屋の各坪数が記されている。

(10) 「画工三楽之事」

御殿部屋のうち、玄関遠待之間・御次之間、殿上之間・御次の張付絵を描く「三楽」、狩野永徳についての記述である。『大坂御城順路書』の中に同様の文章があるが、(2)の項目ではこの部分は省略されていた。(8)にも一箇所出てくるが、底本の不備によるものか、記憶の欠如によるものか、文章内に「○○○」と書かれた箇所が見受けられる。

〔11〕「寛永五子年十二月廿九日大坂大火之事」

寛永五（一六二八）年二月二十九日におこった大火の様子を描く。道修町から出た火は強い西風により大火となり、大坂城へと近づいた。両番頭の右近大夫・近江守、城代の伊予守が風向きによって詰め所を替えながら、組頭・番衆を遣つて城内の類焼を防ごうと見廻らせている。鎮火後も用心を重ねる姿が浮かび上がる。

〔12〕（項目名記載なし）

〔11〕に続けて記されてはいるが、これ以降の箇条は大火の記事とは異なるため別項目とした。ここでは大坂城内に存在する伝説・怪異が多く取り上げられている。このうち数奇屋跡にある石灯籠、その他について図が描かれる。翻刻内には写真で示したが、図中の文字をここに翻刻しておきたい。

〔図1〕（右上）「火袋之左右二日ト（三日月形）星ト○ノスカシアリ」・（左上）「但何れも豎ノ寸尺也」

〔図中右上より〕「四寸四分 六寸四分 六寸四分 棹石丈二尺九寸五分 錦上布花人一重」

〔図中左上より〕「三寸五分 七寸九分 四寸 岩岩先心風来入 錦岩之両文左右ニ彫有之」

〔図2〕「御数奇屋跡石御手水鉢 同所少し脇ニ井戸カハアリ是を禿井戸と云、今ハ埋りてカハ計存ス

ミカケ石 八十島又一之谷と云」

〔図3〕「利休作自然石 九寸四分壹尺壹寸五分 四寸八分 横七寸 内法豎壹尺壹寸 豎一尺三寸六分 壹尺七寸六

分 壹尺」

最後の箇条は大坂城の「時御太鼓」の銘についてである。太鼓の筒に彫り付けられた文言と、張り紙の写しとなる。写された梵字は写真にて示した。これによれば正安四（一三〇二）年張大工・橋村又六により作られたのち破損していたが、寛正二（一四六一）年になって張大工・橋村利右衛門によつて再興した、とある。ここに割注で「土肥氏云」

として各年号が文政七（一八二四）年から何年離れているか、が記されていることから、本項目の底本が文政七年に土肥氏によって書かれたものと考えられる。張り紙は張替の記録で、太鼓制作の一大拠点であった渡辺村の名が出てくる。渡辺村の張大工としては太鼓屋・播磨屋が知られるが、ここには河内屋、播磨屋の名が挙がっている。なお、和泉屋が同様に渡辺村であるかどうかは不明である。この張り紙の写しをもつて本史料は全ての記述を終えている。

以上見てきたように、本史料は二条城・大坂城に関する記事を種々の底本から書写したものと見られる。とくに大坂城に関しては同様の記事が何度もでてくることが多い。しかし、これらの記事を比較してみると、おもに由来を記す（1）、本丸御殿について記した（2）以降は、（1）・（2）の記事に対応して、より詳細に説明を加えるための項目である事が分かる。これは（10）が本来（2）の中に含まれる箇条であるにもかかわらず、別記となっていることから窺えよう。

おわりに

本史料は二条城の「二條御城之事」、大坂城の「大坂御城之事」・「大坂御城之略記」を記述の中心として、その他をいわば注記のような位置づけで書写したものと考えられる。こうした写本は類本製作の一端をうかがわせるものであり、本史料が勝の手許にあったことを考え合わせると、勝による構成の可能性もある。作製年は不明だが維新时期以降とすれば、戦火を免れた二条城より、焼失した大坂城についての記事が多いことも首肯できよう。彼の大坂城に対する想いを汲むこともできるのかもしれない。

註

- (1) 準貴重書の厳密な定義は後日刊行を予定している本学図書館所蔵の貴重書目録に譲るが、本学図書館貴重書基準からはずれた和古書を指す。
- (2) 本項の勝海舟略歴については、大口勇次郎『勝小吉と勝海舟』（山川出版社、二〇一三年）、松浦玲『勝海舟』（中公新書、一九六八年）、同『勝海舟と西郷隆盛』（岩波書店、二〇一一年）を参照した。
- (3) 両編とも平凡社東洋文庫、二〇〇〇年に平凡社ライブラリーより新装版が刊行されている。
- (4) のちの蕃書調所。
- (5) 弘化二（一八四五）年、岡野家養女・民と結婚、翌年長女夢子が出生した。嘉永三（一八五〇）年に父死去の翌年長男小鹿が出生、同年妹と象山が結婚する。
- (6) 歴任した役職のうち江戸幕府内の役職名は東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 柳宮補任』（東京大学出版、一九九七年覆刻）によった。
- (7) 明治五（一八七二）年一二月改暦のため、以降の年代表記は西暦（和暦）とした。
- (8) 表紙・裏表紙は含まない。
- (9) 国立国会図書館HP「電子展示会―日本の記憶―蔵書印の世界」勝海舟の項目参照。
- (10) 「二条城之記」と「大坂城之記」の間に一丁、巻末に一丁白紙があるため、全五三丁となる。
- (11) 本史料の筆跡は勝海舟「日記」（東京都江戸東京博物館所蔵勝海舟関係資料のうち、註2大口著書扉写真上を参照）に酷似している。
- (12) 海舟独自の記述が含まれている可能性もある。
- (13) 高松利郎『大坂城の歴史と構造』（名著出版、一九八八年）一四五～一四七頁
- (14) 高松前掲書二二六～二二七頁
- (15) 高松前掲書一四七頁、『日本名城集成 大坂城』（小学館、一九八五年）
- (16) 高松前掲書一七一頁

【翻刻】

二條大坂御城之記

國學院大學図書館所蔵

準貴重書 Ⅲ―一四八七

【凡例】

- 一 漢字の旧字・異体字は常用漢字・通行の字体に改めた。
- 一 変体仮名は平仮名に改めた。ただし、助詞の「者」「而」「江」「与」はそのままとし、小字右寄せとした。
- 一 適宜読点・並列点を付した。
- 一 【一】で割注の文章を示した。
- 一 敬意を表す欠字は一字あけ、平出は二字あけ、台頭は三字あけで示した。
- 一 文字の誤用等については原史料のままとし、わかりにくい部分のみ「(ママ)」を付した。
- 一 (1)等の数字は、解題の便宜上挿入したものである。

(表紙)

上中 西 一四

(題簽)

「二條大坂御城之記」

(内表紙)

「二條城之記」

(半丁白紙)

二條御城之事

慶長六^丑年 東照宮御繩張を以爲御築被遊西国之諸大名^{江被} 仰付御普請有之、伏見^ニも御城御座候得共 御

上洛・御参 内等^ニ御装束御支度^ニも宜候故御宿城のため万事御手狭^ニ被遊候由、上^ミ京正親町御館を引移さる

大津京極宰相高次之城去年落城後破却^ニ付粟津^ニ爲御引被遊是を膳所之城と唱二条御城と同時に^ニ出来す、戸

田左門一西^ニ賜る

二條御城堀幅狭候^而如何と申上し人有しに、留守の内に城を乗取らるゝ事あらハ関東より駆登りて乗戻すへし、其時堀ハ、広くハ乗にくからんと 上意有しと也、二丸ハ後に出来と承候

一 寛永元年二月二条御普請被 仰出、寅年行幸の御用意也、就中天座ハ金物もみな金銀也、石垣請取之大名十九人

被 命翌^二丑^年四月御普請出来、同^三寅^年八月 台徳院様 大猷院様御一同御上洛にて同年九月六日 後

水尾院二條御城^江行幸同十日 還幸ありしなり、四足御門御帳台等此節出来候由

按に行幸御殿今ハなし、御黒書院前御車屋の後の方^ニ跡有、御歌会有之処ハ御黒書院にて有し由、御黒書院上段^ニノ間三ノ間四ノ間とあり上段^者二重格天井也、四間とも探幽の画と云

大広間欄間の彫物左甚五郎か又左右吉か作なるへしと言伝ふ、上之間に爐有、 東福門院様元和六^甲年六

月御入内の時此処^ニ御逗留女中の居所なりし時此爐を明しと云

築山泉水ハ小堀遠州作、加茂川より石の樋^ニ而水を取候樋有大きき人の往来出来候由、今は埋れてあるよし

朝鮮より来候石橋あり、楠の化石也

二丸御築地御所之通^ニ五通の筋也、行幸之時出来しなるへし、御本丸御殿^者二丸より狭かりし由、今は焼失たり

行幸^ニ付て二丸ハ出来し由左もあるへし、御唐門ハ御所の御門出来悪しとてたゞみ持来てこゝに建て又御所の御門出来直りし由也、御所の御門と同じ形^ニて只是ハ瓦屋根^ニハ、御所のハひわたふきの違まてなり

一 御城^江大御番在番之始^者寛永二年大御番頭渡辺山城守【是まで伏見御城御門番】二條御定番被 仰付、此節組々より抜人にて御番衆三拾人罷登候、尤一年交代也、同十年より大御番組頭式人差添候、高木忠右衛門・市岡左太夫、同十一年^ニハ服部市郎右衛門・竹部七太夫、同十二年四月大御番頭共式組罷登候、其節之大御番頭保科彈正忠安部撰津守

是より年々今^ニ至無間断

右寛永三年八月・同十一年七月にも 御上洛有之、此節御番衆^者御城中^ニ罷在勤候哉外宅より勤候哉不詳、古人の咄^ニ外宅より通勤いたし御参 内之節ハ辻固^ニ出ル^与申候

一 御城中二丸^ニ御参 内之節御車三輛有之候、 権現様 真中^ニあり、 台徳院様 右^ニあり 御召なり、 大猷院様 左^ニあり、 其外御燭台等之御道具共有之御障子扱も其時之仮のよし、先年 上聞^ニ達し御殿預三輪市左衛門御殿能相守候段 御褒美有之

御座間之後口に小部屋有、御座間^者御黒書院後の方に離れて御殿有、古ハ御廊下^ニても有之なるへし、御厠等等も今にあり、柱等御座の間少し細し、御座の間御殿ハ金泥引に墨絵の山水画ハ探幽・之馬・栄川兄弟三人のよし、御座の間三人を取立候師の書し画も有【名ハ失念】

- 一 右御殿の内 大猷院様御筆鶴の画御座候、其外ぬれ鷲・鳴鳩などの名画有之、御帳台之へり蜀江の錦の由申候
- 一 寛明日記曰承応^二癸巳年四月十一日御高屋曲輪松平外記組下より出火、神保長五郎・佐橋源兵衛・同七右衛門・森川六左衛門・山本宇兵衛・土屋四郎左衛門・小笠原伝三郎・小林太郎助・美濃部権之助・筒井甚十郎・天野太郎右衛門、十二軒之小屋焼失、御殿ハ無別条
- 按松平外記と申人大御番にや、大御番頭之外組持たる人御城中^二無之大御番頭無官^三而在番せしとみえたり、當時^与同しからず
- 一 寛延三年八月廿六日酉刻より大雷、寅刻御天守雷火^二而焼失
- 一 宝曆十一^辛巳年十二月十六日夜加納大和守組与頭深尾五郎八稻荷曲輪小屋の当番留守出火一軒焼、用人遠嶋其外下々無構、五郎八勤役如元
- 御城中西小屋^二稻荷社有私^三稻荷曲輪といふ、此所にメリ之御門有伏見御城中^二有し門也といひ伝、鉄砲玉の跡あり【按に伏見より引たる由の御門ハ南御門とて御廊下橋の南のメリ也、稻荷曲輪のメリの御門にはあらず】稻荷曲輪ハ一円に与力同心の小や也、稻荷曲輪メリ之外中仕切の際^二与頭之小屋一軒あり、与頭四人之内此小屋ハ稻荷曲輪の際なる故御番衆の方^二てハ是をさして稻荷小屋といひしにや
- 一 明和元年^甲【宝曆十四年六月十三日改元】御門番之頭浅原又右衛門組同心小嶋喜兵衛七月十三日小堀数馬御預也、御銀藏^江忍入五貫目盗取候義同心仲ヶ間与力中より又右衛門^江訴大御番頭上田能登守^江届有之、御城中以之外なるさわぎ^三て候、廿一日の義也、翌年酉二月七日獄門^二被行候、此節之大御番頭上田能登守・戸田淡路守也
- 一 明和五年^子十二月廿五日朝番頭衆泊所之口を破り御銀藏の戸前錠を抜開候得共門戸前錠固く開かたく土など落候計^二て無別条、夫^二て御玄関前^江出候塀重門戸板壹枚放候^而有之候を見付候、昨夜廿四日之事と申候得共真偽難知、

番頭御本丸米倉丹後守・二丸稻垣長門守也、諸司代阿部飛驒守旧冬参府^二て正月四日上着有之

一 天明八^戊甲^中年正月廿九日晝寅半刻洛東宮川町えくりの辻両替やより出火、御城^江火入西北之角櫓式^ケ所^并西御門同升形櫓共焼落御本丸不残炎上、外側堀通りのこり二丸^并東北共御門相残、番場西側役屋敷式^ケ所^并外御米蔵相残、西番頭小屋より東御番衆小屋・東番頭小屋丸焼、西御番衆小屋・稻荷曲輪^者のこる、此度大火洛中洛外上家数合三万六千七百九十七軒・宮数式百廿ヶ所・寺数九百廿八ヶ寺、烧死人凡三百人程

禁裡炎上^二付仮皇居聖護院宮^江御移、仙洞 御所^者青蓮院宮^江御移、大女院御所白河照高院^江、女一宮女院御所大仏妙法院宮^江御移

禁裡炎上^二付鳴物御停止三十日有之、同年五月老中松平越中守上京之上御城内見分有之、即御普請有之

(二丁白紙)

(内表紙)

「大坂城之記」

(半丁白紙)

(1) 大坂御城之事

一 天正十年^午六月二日於京都本能寺織田信長公御生害之後羽柴筑前守秀吉自から天下の権を執て威勢強く天正十一年^未閏西之大小名^二命し大坂の城を築く、此城ハ一向宗本願寺顕如上人取立候^而惣構堀をほり只今の御本丸の所に【昔生玉の社地】御堂を建前に池を掘舟を浮め弘誓の船に准し宗門を勧めける寺地也

抑一向宗と申ハ元祖親鸞上人と号し浄土宗の元祖法然上人の弟子也、妻帯肉食を以別法をす、めける故宗門に帰依する人多くして親鸞より十一代顕如上人^三至りて京都山科に寺を建て本願寺と号す、其頃近江国佐々

木六角定頼^者法華宗に帰依しける故法花宗の僧とも一向宗を妬み邪宗之由定頼へ訴えけれハ定頼兵を出し山科を破却して門徒を追払、依之顕如大坂^江遁来天正四年四月今の御城地を見立て寺をたて法をひろめける

一 天正の始西国の毛利輝元上洛有るへき沙汰^二て浅井・朝倉^并將軍義昭^并本願寺等皆以毛利と一味し信長公^江敵対有ける処、天正六年信長公摂州^江出馬有て荒木を攻つぶし浅井・朝倉と戦ひ勝諸將に命して本願寺を攻させらるゝ、宗門の者とも駈集身命を捨て相戦ひ其上要害全く顕如其子教如父子武勇にして謀計かしく早速征伐成かね四五^年及候^二付、信長公 禁理^江申上られ 勅使下向して和談を調へ顕如上人^者紀州鷺森^江退ける、教如ハ猶も退城せざるゆへ又 勅使を被下天正八^辰年七月紀州雜賀へ退ける、依之大坂の城地を信長公御請取なされ候、此時教如か早速退さりしハ信長公の和談を疑ひし故也、扱信長公顕如父子か武勇門徒の多勢後難有へしとて密に前田又左衛門利家【後加賀能登越中国主大納言利家卿也】に命せられ天正十年六月三日鷺森・雜賀を討破り顕如・教如を打殺す用意有ける所、二日の日に信長公御父子明智か為に御生害有し故鷺森軍立もやみ両三年安平也、秀吉公此度の要害大和川はま川鳴野の深田無双の地利なるを以て天正十一年五月本城とせられてこゝに移らる、本丸ハ則御堂の建し処とぞ、^予大坂在番の節^二奥御番所前の空地を破損奉行の人足共堀て壁土に用るとて深くほりけるに小さき五輪の塔を堀出す、人足共御城内^三石塔有事不思議なる事として立寄てみるに文字もなし、是昔一向宗の寺たりし時のしるし疑なし、月見櫓御多門の下へ其石五輪ハ其假取除置けり今も有るにや、秀頼公生害の跡に松を一本植し此松常になき朝鮮松なり、右の並に顕如上人袈裟掛松と号する松あり、是もいふかしきにや元和の節迄有しにもせよ落城の時火かゝりたる砌に有し松ハいかゝ有らん、後人の植たるにや

秀吉公御代になりて顕如大坂^二来て天満川辺^三居られしと秀吉公六條堀川^二御堂を作り与へ給ふ故是に移る、是今の西本願寺也

- 一 頭如上人妻^者西三条右大臣實隆卿の息女^ニて頭如死後如春尼と号す、惣領の教如上人心に叶ハす故種々様々^ニ太閤秀吉公へ訴へ流浪させ愛子准如上人を跡目として西本願寺十二世と号し夫より段々に今に相続す
- 一 慶長五年後天下治り右教如上人罪なくて流浪せし事東照宮不便に被思召六條烏丸に御堂を建て給ハる故是を東本願寺嫡流十二世と号し今に相続す、御当家の御厚恩を謂つへし
- 一 一向宗門跡^ニ準せらるゝ事百五代の帝後柏原院明応五年御即位料なく御大礼行るゝ事ならず、都^而此頃兵乱たるゆへ貢物一円に上納せず西三条實隆卿の才覚を以一向宗本願寺へ被申けれハ御即位の料調進有て大礼無滞行ハれるにより為御褒美准門跡^ニなし大僧正になし被下ける、其例を以て今^ニ至る迄大僧正也、此時の上人ハ親鸞より十代証如上人也、妻女ハ源中納言重親卿息女にて其子ハ頭如上人也
- 一 大坂御城元和元年五月八日秀頼卿生害落城後松平下総守忠明に賜り同五年二月和州郡山^江所替あり、但此前年元和五年より御普請始り松平主殿頭清忠勤番と云々【此時桜の御門少々脇へより候由】、西国北国之諸大名百四十三人御手伝被命同九年^ニ出来す、奉行^者小堀遠江守也、御普請之間六ヶ年也
- 按に言行録^ニ曰元和三年大御番頭高木主水正・阿部左馬助其組之番士をして大坂城を守る、其後年々相替て勤むと云々、是大坂在番之初かいなやを知らず、此二組伏見在番のよし末にみゆれハ伏見の事を誤記せしなるへし
- 一 右御普請中元和五年より大御番二組宛在番壹ヶ年交代也、其時之組ハ松平石見守・松平豊前守
- 一 御城代内藤紀伊守信正被 仰付【是迄伏見御城代】
- 一 同八年玉造口定番被 仰付 稲垣摂津守
- 一 同九年京橋口定番被 仰付 高木主水正

右順々被 仰付候^者御普請出来遅速^ニよるなるべし、今に定番大御番無間斷

一 御天守^者寛文五年正月二日亥下刻雷火^ニて焼失^并奥御番所御多門百間之内五十間焼ける、其後御天守御再興無之、御天守台ハ其假^{今ニ}有之候

一 桜之御門といふハ昔太閤秀吉公御代迄御門前^ニ馬場あり、其土手に桜の並木有し故桜の御門^与唱しと也

一 桜御門升形正面石垣壹枚石高式間半長八間余之大石也、此石之面に長八九尺の蛸の形茶色のしみ有故蛸石と呼、又大手御門入口石垣右の角大石也、高式間余巾四間余此^ニも鶏の如きしみ有故鶏石とよふ、何も御影石也

一 昔の惣堀跡^者今御城外^ニ有て元和の乱に石垣共^ニ堀を埋たる故土を上げハ今^ニても惣ほりとなる由、当時町奉行^并在役御弓奉行組屋敷の辺皆以御城中也、御弓町御藏奉行の役屋敷に井戸あり石をたゝみ清水いふはかりなし、石田治部少輔屋敷の井戸と云ふ

一 御殿之事記録に渡辺内蔵助・津川掃部など千畳敷^ニて自害したる由みゆ、是大広間なるへし、それを千畳敷と唱しとみゆ、又畳千畳敷れしにや今の御殿左様の御間^者無之候

一 昔ハ朱の櫓朱の多門など有しといひつたふ、今ハ朱塗の御矢倉御多門ハなし

一 御本丸御数奇屋跡御手水鉢石の灯籠千利休か居たるといふハ誤なるへし、昔ハ左もあらん御普請以後^ニハ昔と御勝手も違ひ其頃ハ利休もさのみ久しからねハ今程の珍重^ニもあるまし、察する処に小堀遠州の細川三斎・織田有楽の類なるへし、又利休か子小菟などなるへし、小庵其頃ハ出京もすへし利休ハ七十才^ニて太閤御代に死を賜ひしもの也、右灯籠手水鉢苔もつき有之此灯籠ハ紹鷗好の由地蔵形といふ灯籠也、古人の被申けるハ薰風自南来殿閣生微涼といふ銘ありと今ハ銘幽^ニなりみえず、御数奇屋の額【流芳楼】御台所前御多門^ニ有小野道風の筆といふ、

- 三合石といふ石年々減少し今ハすくなし此石何国より出しける歟米三合^ニ壹ツをかへたりと云
- 一 むかしの瓦土中より掘出す事あり、菊瓦と云小口菊の形あり又雨たれ落等に鉄砲玉出る事有昔打たる玉なるへし
- 一 昔ハ種々あやしき事有て火の玉生害松に登りたるを見たりと云人あり、其外色々怪異多かりしに近年曾てさま
- く^ノの怪異なる事ともなくなりけり
- 一 奥御番所前に牛井戸と云井戸も今ハ潰れて跡のみ有、此井戸より牛出たりと云伝ふ
- 一 御台所前の井戸を銀水と云井の底に銀子を敷れたりと云、御天守下の中段にある井戸を黄金水と云常にハ汲ます
- 六月土用の内一日汲なり、是も井の底に黄金を敷れたりと云
- 一 当御城之義外よりみれハ其地高^ニて諸木茂り其間に御櫓高く聳へて天よりつりたることくおひた、し平山城と云よし、日本無双の名城也と云伝ふ
- 一 寛明日記曰寛永九年九月十八日二条大坂在番之御番衆御合力米之義所載之知行高之積を以被下之、又大和切米^并上方^ニ有之面々^ニも御合力米可被下之旨被仰出之
- 一 大猷院様御代慶安^三年十二月御城内^ニて在番東小屋堀越中守組小林金兵衛中間嘉左衛門頭取仕中間仲間申合都合百六人徒党いたし其内小屋^江火を附候義一日^ニ八度有之、嘉左衛門ハ主人金兵衛手討^ニ仕残^者召捕十二月十六日野口^ニて拾五人磔罪残ハ獄門^ニ懸る、有徳院様御代元文^五年五月十五日堀田出羽守組窪田伊織中間梶助御金藏へ忍び入御金を盜候義相知翌年野口^ニ於て磔罪
- 右両条^者御城中之変事也、仍日記の内より書抜記置也

(2) 大坂御城之略記

- 一 御玄関遠侍之間【四間 九間】御張付牡丹唐松鶴之絵、御次之間【五間 四間】鳳凰之絵三稜筆夫より殿上之間御次江移ル
- 一 殿上之間御上段御床有御張付桜之絵、同御次桜之絵三稜筆、夫より鷺之間江移ル
- 一 鷺之間【三間 九間 ツ、】二タ間、十九間之御縁頬江移ル、此処之御杉戸波二犀之絵【筆者不知】、其外御間毎ニ御杉戸有之筆者不知故除之御天井も同也
- 一 雁之間芦ニ雁之絵【主馬尚信筆】
- 一 溜之間【雪之間とも云】雪に松梅之絵【主馬】、此二タ間之南頬之御下段也、御椽頬有
- 一 大広間松之間松ニ孔雀之絵【主馬】、溜之間境御唐紙桜之画【同】
- 一 御上段御床御棚有御張付竹ニ薊之絵【主馬】、御調台桃之絵、御襖縁【古金襴】、夫より西之方御椽頬より御成廊下江移、御杉戸三面之麝香猫之絵有【主馬】
- 一 御成廊下牡丹唐鳥之絵【主馬、鳥之名不知】、夫より右之方御白書院江移御椽頬江入
- 一 御白書院二ノ間長九間御張付桜之絵【主馬】、御上段御床縁白木、御張付雪ニ松山鳩【主馬】是を鳴鳩と云、右之方ニ御調台あり此後口御連歌の間也、御白書院御次より移
- 一 御連歌の間御床長四間楠之杓枚板木地也、御張付奥州武隈之松【主馬】、御襖牡丹【主馬】、同東之御椽頬より北之方御料理之間之御廊下へ出ル
- 一 御料理之間【御清之間とも云】惣体白壁ニ而いろいろあり、同御次間も白壁也、此所御襖雪降之鶴鷺之絵【探幽守信絵】、同御椽頬続西之方江行北之方江向ひ御土蔵一あり【御文庫蔵といふ】、夫より元之道へ帰り東之方へ御廊

下式拾四五間行銅御殿御物置之方へ移、御囲炉裏あり元御納戸之由、同二之間より銅御殿御椽類江出ル

- 一 銅御殿墨繪真之山水【探幽】御上段【探幽】御帳台有御襖縁蜀江錦、南之方御椽類御杉戸水吞虎【探幽】、同北之方江廻御廊下之御杉戸鳴鶯【探山】、北之方御椽類より西之方御廊下式拾三間又北へ四五間行御納戸蔵ニタ戸前有、夫より元之道へ帰ル、銅御殿御物置之御椽類通り四五間東江行西之方御白書院御廊下江移、同所東之方御椽類御長押上 大猷院様御筆墨繪鶴之御繪有、夫より御黒書院移御次三間有

- 一 御黒書院御上段御床縁黒塗【御白書院・御黒書院御座敷相替義者御床縁之白黒ニより此名をわかつ】御張付墨繪之山水【探山】御襖耕作之唐画【探山】、御次之間【イロリ有】、南之方御椽類御杉戸あねは鶴立単色也【探山】、夫より東之方南へ相廻り竹ニ薊之繪有之候間江出ル

- 一 御座敷御張付竹ニ薊之繪【筆者不分明】、此御祐筆部屋之間ニ三間羽目同所御次之間、是より御時計之間江移ル

- 一 御時計間御張付秋草御障子腰石竹之繪【主馬】、夫より焼火之間長イロリ有御張付芦鶴【探山】、同御縁類之方ニふせんかつら唐草の繪【探山】、夫より御対面所へ移ル

- 一 御対面所之三ノ間松ニ朱鳥ト云鳥之繪有【主馬】、同二之間牡丹之繪【主馬】御襖波く、りの梅【主馬】、同御上段御床さ、ん花ひよ鳥【主馬】、南隣柳之御廊下西御廊下南之方へ行椽欄之間江移

- 一 椽欄之間【長拾間半】椽欄之繪【主馬】右中程より本之方御廊下へ移ル、此御廊下御張付檜之繪檜之間共云【筆者不分明】、是より御座鋪間へ移ル

- 一 御座敷之間御張付檜之花檜之間共云【主馬】、夫より東之方御縁類通り入口南之方江御坊主部屋有、北之方御老中部屋有三仕切【惣長拾五間半】惣板羽目、夫より南江少し廻又東へ行此所左右板羽目、下御台所江取付右之方部屋有中【イロリ有】、此所より北江廻上御台所江移

- 一 上御台所【式間半】惣板羽目也、御膳立之間有東^ニ御流し有、夫より元之道へ歸ル、東之方下御台所^{江移}ル
- 一 下御台所【九間四面】南之方【イロリ】ニケ所有、東之方土間あり竈^ニ大釜ニツ居有之、夫より元之道へ段々曲り行伺公之間へ出ル
- 一 伺公之間【拾壹間】柳鷺芦鴨之絵【主馬】、夫より元之道鷺之間へ移ル、殿上之間御次之間桜之絵之御間より遠侍之間へ行御玄闕^{江出}ル
- 一 【但御殿相濟直^ニ桜之御門統御多門より御庭通り所々つゝ、き御多門御拜見之節左之通り】
- 一 伺公之間より鷺之間御縁頬通り夫より大広間南之御椽頬御下り直^ニ向御多門へ被成御越候、但此時塀重御門不明申候
- 一 桜御門統御多門西統御椽御多門御鉄炮方預、此所外^ニ石火矢藏ニケ所順々相濟、但石火矢藏御城代御定番之外^者西之方六ヶ所御見分
- 一 西統御椽北統御多門御弓方^者北統御多門より菱之御椽北統東統御多門御具足方同統御多門御弓方、但御天守台下迄御多門通抜御拜見
- 一 同統埋御門内角之御椽^者ケ所御具足方、右相濟埋御門外へ出
- 但御城代御定番兩御番頭御順見之節ハ帶曲輪御見分有之、其外ハ山里統御鉄砲方御多門附、当御城地ハ西本願寺蓮如上人旧跡之由明応八年三月廿五日卒八十五才其時代より御庭内御数奇屋跡^ニ利休作之自然石御手洗鉢有之八十島又一ノ谷共云、此脇^ニ高サ五尺余の御石灯籠有左右^ニ岩松无心風入来之錦上布花人重之文字彫付有之ミカケ石^ニて文字難見分、前^ニ人形の様成物あり依之地蔵形と云伝、西之方石之井戸カハ有内^者埋^而とひの口捨石多有之、此前^ニ座摩之社之跡又元生玉共云

山里御門内 此御門古ハ埋御門と唱候哉此鍵箱之蓋山里帶曲輪御塩消蔵^江參埋御門の鍵トアリ、今言埋御門ハ御天守台下^ニ御門有之

一 帶曲輪

一 山里御門台同統御多門【御破損方】

一 同東統御櫓御多門【御鉄砲方】、同東統御多門【地御破損方】

一 奥御番所

一 御天守台中央^三石井戸有、黄金水と云

一 御金蔵 但御城代・御定番之外御見分無之

一 山里東之方統御多門内東統御櫓楯入【御蔵方】

一 同所南統御櫓御多門【御具足方】、但此櫓^者御厩曲輪内御多門より入御馬印入御厩曲輪入口【御番頭預】

一 桜御門山里御門与力同心番所有之御道具

延宝^二年^黄本多伯耆守・松平縫殿頭在番之節

御鉄砲 式拾挺

御筒乱 式拾【同心番所有之】

寛文^八年^甲戸田備後守・本多伯耆守在番之節受取

玉袋 口葉入

火繩【式拾ツ、】

御箆筒【老荷ツ、】

【内筒葉四貫目、口葉式百目、鉛玉四百 但四匁三分、右之内玉葉共筒乱^ニ入同心番所^ニ有之】

御弓【与力番所^ニ有之】

拾張

黒塗御鞆【同断】

拾穗

御鞆

拾指

御弦

拾

御矢箱 壹荷【内御矢百筋、但塗籠小鳥羽之ほる此内五十ツ、御鞆^ニ有外両御門^ニ古来より三百筋有之】
御鍵【センダンマキノエ】 式拾本

但山里与力番所^ニ有之

大挑灯 拾 小同 五

挑灯懸 十式本 突棒刺股撚 三本ツ、

鳶口 拾本 棒 十四本

御黒印御下知状入御長持壹棹 御奉書入御長持三棹

桜御門鍵大小四本 桜御門惣鍵箱 壹ツ

塀重御門鍵 式ツ 中之口御門鑑 式本

御台所より中ノ口へ出ル南御門之鑑式本

同山里へ出御門鑑式本

同葎御門鑑式本 巽御櫓鍵 壹本

山里帯曲輪^江入御門鑑式本【与力番所有之】

山里与力番所御門鑑式本【同上】

一 口之御番所奥之御番所有之道具

御鍵 拾五筋 御番頭頂戴之御黒印^并御下知状【番頭封印御番所有之】

帯曲輪埋御門鑑【番頭封印、御番所有之】

鉛玉 千内 五百 桜御門与力番所
五百 山里御門与力番所

合薬 正味七貫七百弍拾目 内 三貫八百六拾目 桜御門
三貫八百六拾目 山里

口薬 正味弍百七拾四匁五分一毛 内 三拾七匁五り壹毛ツ、 桜御門
山里御門

一 桜御門御番所平日勤方 与力御番所弍人 昼夜共
同心御番所三人 夜者五人

一 御長屋御門 同心番所同心弍人 昼計

一 山里与力御番所 与力弍人 昼夜共

一 雁木同心番所 同心三人 同

一 御金蔵前 同心弍人 同

右之通平日前々より相勤候事

(3) 御殿内名画之事

一 大広間より御成廊下^江取付御杉戸 三面麝香猫

一 御白書院御上段御床 松ニ鳴鳩弍羽

一 御連歌之間御床 御床板ケヤキ壹枚板 奥州武隈松
長五間 横弍尺弍寸

一 御黒書院次之間左り内通り御杉戸 桜【此杉戸龜姉和一ツ、奥州より献上のよし】

一 同御次之間御縁類通御長押上 御筆鶏

一 同所 イロリ 壹枚石

一 銅御殿御調台墨絵御襖縁 蜀江之錦

一 同所御次之間溜御杉戸 鳴鶯

一 同所御椽類通左御杉戸 水呑之虎

一 同所御襖 松^ニ朱鳥

一 焼火之間より御対面所^江取付御襖 水く、り梅

(4) 御本丸御殿間敷^并御張付模様御絵

一 御玄関【南向】 東西五間 南北四間

一 遠侍【獅子の間共 西南御縁類共】 同拾五間 同六間

格天井塗縁丁子形九曜花車地紋花輪違金地錦紋、四方壁御張付御長押上下共金張付御絵獅子、上之間より御次之間へ仕切鴨居之上彫物せまとひすわま中^ニ松桜鶴、御縁類合天井塗縁金地てふ形滞之御長押上金張付御絵牡丹、御縁類鴨居上簾せまひすはま中^ニ彫物花鳥

一 同所北統中之溜之間【但北之方御椽類共】 東西六間 北四間半

一 殿上之間【但北之方御椽類共】

御上段折上ヶ格天井塗縁御絵墨絵ノ竹花、御上段御床之内金張付御絵山桜、御棚之内金張付御絵右同断、御棚御小襖御絵栗柿枇杷梅、壁御張付御絵柳桜小鳥、御次之間格天井塗縁御絵草花墨絵廻り金張付柳^ニ小鳥、

遠侍^江之仕切襖御繪梅、鴨居上簾せまといひ中彫物片表牡丹片表桐鳳皇

一 鷲之間【東之方御間 但御椽類共】

東西十間 南北五間

一 同西之間

東西九間 南北五間

上之御間格天井塗縁御絵重子丁子唐草形錦紋廻り金張付御絵根笹^ニ松鷲、御椽類格天井塗縁御絵金地花形錦紋、御長押之上金張付御絵牡丹、西之方仕切御杉戸御絵浪^ニ犀、東之方仕切御杉戸御絵水大鳥片表柏^ニ笹松^ニ鷲、同吉間へ取付之処廊下御天井右同断、鴨居之上金張付御絵牡丹、御仕切御杉戸^ニ兔御絵片表御絵鹿^ニ木之葉、御椽類格天井塗縁御絵金地花形錦紋、中仕切御杉戸御絵竹^ニ虎、鴨居之上竹之節彫物松^ニ牡丹小鳥

一 大広間【但御椽類共】

東西拾八間 南北拾三間半

御上段の御間二重折上天上塗縁金地牡丹唐竹錦紋御之内金張付御絵大松、棚之内金張付御絵笹^ニいハラ竹、御小襖御絵梅芙蓉椿桜蒲萄枇杷茄子揚梅、御付書院狹間障子腰より下金張付御絵竹花、御天井金地花形、御調台之内格天井塗縁御絵金地華形錦紋、四方廻り金張付御絵桃之立木、長押之上金張付御絵遠山^ニ松、御小襖金張付松金鷄、御上段御間廻金張付御絵山^ニ大松、御次之間折上格天井御絵金地錦紋蝶^ニ丸牡丹唐草、西側御襖金張付御絵大松立木、南側まいら戸金張付御絵松杉、御次之間仕切鴨居之上彫物岩^ニ松桜牡丹根笹、御襖御絵桜孔雀、御次之間格天井塗縁御絵金地唐草錦紋、北側金張付御絵松^ニ孔雀、西之仕切御襖金張付御絵松立木、鴨居之上彫物岩^ニ唐松根笹牡丹桜、御次之間格天井塗縁御絵金地花形、西側上之間仕切御襖金張付御絵松孔雀鳳皇、北側御次之間^江仕切御襖金張付御絵松孔雀、鴨居之上竹之節彫物松桜牡丹唐鳥、南まいら戸金張付御絵松^ニ孔雀、御次之間天上右同断、廻り御張付遠山^ニ雁、御調台後口之方格天井塗縁御絵金地唐花形錦紋、廻り御紋付同、御襖御絵雪^ニ松梅、北之方御椽類長押之上金張付御絵芙蓉、西仕切御杉戸^ニ鴨、

東之方仕切御杉戸御絵枇杷いはら笹片表柳^二雪の鷺、鴨居之上竹之節彫物菊唐鳥、板天井東側御椽格天井塗
 縁金地一重菊錦紋、御長押上金張付御絵芙蓉、鴨居之上簾せまとひすわま中彫物花鳥、同北之方へ仕切御杉
 戸蘇鉄根笹、南側御椽格天井塗縁御絵右同断、長押之上金張付御絵芙蓉、中仕切御杉戸御絵唐之木唐鳥片表
 御絵牡丹、鴨居之上竹之節彫物牡丹、西之方仕切御杉戸御絵芦^二鶴、鴨居之上簾せまとひすわま中彫物牡丹
 小鳥、西側御椽格天井御長押上金張付御絵芙蓉、北之方仕切御杉戸御絵麝香猫唐木、鴨居之上竹之節彫物菊
 唐松、同御杉戸北表御絵椿、御成廊下取付之所御杉戸御絵不残椿

一 御成廊下

格天井塗縁御絵金地唐花形錦紋、廻金張付御絵牡丹花鳥同唐鳥、東側まいら戸金張付御絵同断

東西式間半

南北十間半

一 御白書院【但御椽類共】

東西拾式間

南北拾間半

御上段之間折上格天井塗縁御絵泥引墨絵之山水、御床之内金張付御絵ませ垣^二松梅鳩、御棚之内金張付御絵
 ませ垣梅椿小鳥、御小襖菊水仙芙蓉牡丹薺芍薬露竹桜、御調台之内板天上廻金張付御絵松蔦雉子、御附書院
 御天井塗縁御絵泥引墨絵之花鳥、西側まいら戸金張付松柳萩垣、御長押之上砂子泥引墨絵山水、南側同断、
 東之方御次之間^江仕切御襖金張付御絵松椿根笹鳩、鴨居之上彫物岩^二松牡丹鳳皇、御次之間格天井塗縁金地
 菊坐花形錦紋、北側次之仕切御襖御絵ませかきに桜、鴨居之上内廻金張付御絵遠山椿、西側上之間仕切御襖
 金張付御絵ませかき桜、鴨居之上彫物岩^二唐松根笹牡丹御絵唐鳥、南側まいら戸金張付御絵椿桜、御次之間
 御天井右同断、御床之内金張付御絵大松立木、南側御次之間仕切御襖金張付御絵牡丹金鶏、東側まいら戸金
 張付御絵ませ垣牡丹、北側まいら戸同断、御長押之上金張付御絵薄同团扇之内草花山水、北之御椽類格天井
 塗縁金地菊唐草錦文、御長押之上金張付御絵薺、中仕切御杉戸片表御絵てつせん片表御絵萩垣菊、南鴨居之

上竹之節彫物唐松梅根笹、南側御椽類御天井右同斷、東之方仕切御杉戸御繪竹、中仕切御杉戸御繪片表柳小鳥、鴨居之上竹之節彫物牡丹梅小鳥、西之御縁類御天井右同斷、仕切御杉戸御繪片表をし鳥片表御繪薄^ニ金鶏、鴨居之上竹之節彫物牡丹いなを竹小鳥、北之御杉戸御繪萩垣^ニつた

一 御白書院北之方御廊下

一 東統御対面所迄之御廊下

東西五間 南北沓間

格天井塗縁金地御繪菊座錦紋両脇金張付御繪松紅葉、西之方仕切御杉戸御繪牡丹、東之方御杉戸御繪芙蓉^ニ麝香

一 御清之間【御料理之間共申】

東西四間 南北八間

御天井廻共御繪無御座候、中仕切式ヶ所、御襖御繪泥引片表芭蕉棕欄松小鳥片表蘆鶴、雪隠沓ヶ所、御襖片表泥引枯木野鷄片表御繪泥引根笹、西之方御椽類北之方仕切御杉戸御繪片表泥引墨繪柳片表御繪木蓮華小鳥、南之方仕切御杉戸御繪片表竹片表枯木鳥

一 同所北統御土藏^江之御廊下

沓間^ニ長延七間半

一 御土藏

東西八間 南北八間半

一 御清之間北之方御黒書院迄御廊下

東西八間 南北沓間

一 御黒書院【但御縁類共】

東西八間 南北八間半

御上段之間折上格天井小組【但御床之内】御張付砂子泥引墨繪山水、御棚之内御張付砂子泥引墨繪之蒲萄、御襖御繪菊^ニ蒲萄茶山花、御次之間御天井御上段之間同斷、廻り御長押之上御張付砂子泥引墨繪山水、御次之間格天井色付御繪砂子泥引墨繪之花鳥、御長押之上御張付御繪竹^ニ雀、北之方仕切羽目紅葉、中仕切御杉

一 戸御画片表唐鳥片表芙蓉、南仕切御絵水仙、南之方御椽頬天上西側同断、西之方之仕切之御杉戸御絵枯木唐鳥、中仕切御杉戸御絵片表桃片表青鷺、西之方仕切御杉戸御絵片表芦、雁片表岩、根笹、北之方御椽頬天井右同断、御長押之上御張付御画芙蓉、小鳥

御黒書院より銅御殿^江之御廊下

格天井塗縁金地御絵唐花形錦紋、南側金張付御絵松^二雪、御長押之上御張付御絵泥引墨絵之山水、西之方仕切御杉戸片表御絵麒麟片表松^二雪

一 御黒書院より御対面所御廊下

格天井塗縁御絵泥引墨絵花鳥同山水、南側御張付泥引墨絵柳、仕切御杉戸御絵躑躅

一 銅御殿 御座之間

東西三間 南北八間半

同北之方御椽頬

壹間 五間

御上段之間折上格天井塗縁御襖砂子泥引墨絵花鳥山水、御床之内御張付砂子泥引墨絵之人物、御棚之内御張付砂子泥引墨絵唐子、御小襖御絵泥引墨絵之菊芙蓉之花いはら小鳥、御上段之間南之方仕切御襖御絵泥引墨絵之人物、御長押之上墨絵之山水、御^(マ)次之間格天井塗縁泥引墨絵山水、鴨居之上御絵墨絵山水遠松、御次之間右同断、東西北之方仕切御襖泥引墨絵山水花、同西之方取付之間格天井金地御絵唐花形錦紋、南側御張付砂子泥引墨絵松^二白鳥、御次囲炉裏之間格天井塗縁泥引山水、西之方御縁頬格天井塗縁御絵金地唐花形錦紋、御長押之上御絵泥引墨絵柏^二小鳥、北之方仕切御杉戸御絵片表柏^二小鳥片表てつせん、北之方御椽頬御天井右同断、鴨居之上御張付泥引墨絵浪^二松、中之仕切御杉戸御絵片表槿菊片表御絵牡丹、東之方御椽頬天井同断、北之方仕切杉戸片表御絵笹^二蝶片表籠小鳥、南之方御椽頬格天井塗縁金地御絵唐竹形錦紋、東之

- 方北^江之仕切杉戸片表薺片表芦鷺、東之方御杉戸御絵片表桐鳳皇片表太公望、同北之方仕切御杉戸〇〇〇〇^{（イ）}
- 一 御小納戸御文庫蔵
- 一 同所御文庫蔵前御廊下
- 一 同所御文庫蔵前御廊下
- 一 同所御文庫蔵前御廊下
- 一 御祐筆部屋北之方御廊下
- 一 同所東之方御廊下焼火之間御次之間迄
- 一 焼火之間東之方御次之間
- 一 焼火之間
- 一 御時計之間
- 一 同東之方御水屋
- 一 同所西之方御椽頬御祐筆部屋共
- 一 御祐筆部屋
- 一 同東之間北之方壹間^二貳間之柵
- 一 上之間格天井塗縁御絵金丁子之丸錦紋廻り金張付御絵ませかきに菊桔梗岩^二竹、同御長押之上御張付御絵薺、御次之間天上廻り御長押より御張付隈取いハラ^二竹
- 一 御対面所
- 一 御上段折上格天井塗縁御絵金地唐花形錦紋、御床之内金張付御絵海棠^二薄岩雉、長押之上御絵遠山^二小鳥、東西拾間半南北六間 但北^江壹間四方半出ル
- 一 東西八間南北貳間半
- 一 南側^二而壹間半折廻長延拾四間半
- 一 東西壹間南北五間
- 一 西^二而東西四間南北貳間半
- 一 東^二而同三間同壹間半
- 一 東西壹間南北六間半
- 一 東西貳間半南北五間
- 一 東西五間南北四間
- 一 東西貳間半南北三間半
- 一 貳間^二三間
- 一 幅壹間半長七間
- 一 東西六間南北貳間半

御障子腰より下金張付御絵草花、次之間格天井塗縁泥引墨絵花鳥、南北せま障子腰より下金張付ませかきに菊牡丹、東之方御次江之仕切御襖御絵ませ垣牡丹桜猫、廻り鳴居之上御張付御絵うす彩色山水、御次之間格天井塗縁金地泥引山水墨絵、北面之方まいら戸金張付御絵松梅根笹雉子、東面仕切御襖金張付御絵萩松梅小鳥、廻鴨居之上金張付御絵小松、南御椽類格天井御絵金地八重菊錦紋、御長押之上御張付御絵ませ垣鉄線、東之方仕切御杉戸御画葉垣^三菊、西之方御椽類両側同断、北之方御杉戸御絵岩人物羊片表浪、南之方仕切御杉戸御絵片表柳鷺片表葉垣^三菊、北之方御椽類御天井右同断、東之方仕切御杉戸御絵片表柴垣^三芙蓉片表御絵ませかきに藤

一 御対面所統御白書院迄御廊下

東西五間南北貳間

一 焼火之方南統御座鋪

東西三間南北貳間

一 同所西統椽欄之間迄御廊下

東西拾壹間半南北貳間

格天井廻り御長押より金張付御絵御襖小鳥草花、北側之まいら戸金張付御絵草花小鳥、東之方仕切御杉戸横^二竹花片表唐木

一 伺公之間 上之間

東西五間半南北拾壹間

格天井廻り御長押より御張付御絵芦鴨雁をし鳥、狭間御障子腰より下金張付御絵右同断、板天井廻り御長押より下金張付御絵ハ葎柳鷺、せま障子腰より下金張付御絵草花、西側まいら戸金張付御絵あちさい、西之方御椽類南仕切御杉戸御絵片表岩^三金鷄片表御絵無之

一 椽欄之間

東西三間南北拾間半

格天井塗縁御絵金地花形錦紋、廻金張付御絵椽欄、西側まいら戸金張付御絵同断

一 御老中部屋

東西拾五間南北四間

但南御椽類共 南之方御水屋壹間半貳間

一 同所南統下御台所^江之御廊下御坊主部屋北仕切迄

東西貳間南北五間半

一 同所東統下御台所迄之御廊下

貳間^二折廻長延拾五間 御台所取付幅三間

一 下御台所 但北之方庇壹間^二九間

東方拾三間南北九間

一 同所上御台所迄之御廊下

東西壹間南北三間

一 同所上御台所

東西拾壹間南北五間

建坪數千五百九拾六坪

(5) 御殿之内御疊有之候覺

一 御玄關 三拾五疊

一 殿上之間御上段 四拾貳疊

一 殿上之間後之方 三拾五疊

一 鷺之間 三拾三疊半

一 鷺之間 五拾五疊

一 大広間 百六拾三疊

一 大広間四之間 四拾九疊

一 大広間後 貳拾三疊

一 大広間後 貳拾六疊

一 大広間御調台 拾四疊

一 御成廊下 六拾八疊

一 櫻欄之間 百拾八疊

一 御坊主部屋 貳百廿六疊

一 御水屋 百八拾疊

一 御老中部屋 百拾八疊

一 上御台所取付 三拾貳疊

一	上御台所取付	五百八拾三疊半	一	御台所廊下	九疊
一	御台所廊下	式百六拾八疊	一	御祐筆部屋	式百六拾八疊
一	御小納戸	百廿六疊	一	御小納戸	百拾疊
一	御蔵	百三拾疊	一	御蔵	百四拾五疊
一	御文庫蔵	百式拾九疊	一	御清之間	八拾八疊
	ノ				
(6)	御本丸御破損方 ^并 地御蔵衆預り場所				
一	桜御門台西統御多門	北口四戸前		御鉄砲奉行	
一	御多門	北口壹戸前		同断	
一	御多門	東口壹戸前		同断	
一	御多門	北口式戸前		同断	
一	御櫓 西之手	口御多門内統		御弓方	
一	御多門 同統大広間西面	東口四戸前		同断	
一	御櫓 御数奇屋前	北口式戸前		御具足奉行	
一	御多門 右統	口御多門内統		御具足奉行	
一	御多門	北口壹戸前		同断	
一	御多門 御成堀内	南口壹戸前		御弓奉行	
一		北口式戸前			

一	御櫓	同	口御多門	同断
一	御多門	御成堀内より外迄	東口三戸前	同断
一	御櫓	同続	東口壺戸前	御具足奉行
一	御多門	同北続山里大御門迄	口御櫓内続	同断
一	御多門	同続東口北之方	南口壺戸前	御本丸御破損奉行
一	御櫓	同続	東口壺戸前	御鉄砲奉行
一	御多門	山里大番所後	西口壺戸前	地御破損奉行
一	御多門	同	南口壺戸前	御金奉行
一	御多門	御櫓入	東口壺戸前	御蔵奉行
一	御櫓	同	西口壺戸前	同
一	御多門	東之手	南口式戸前	御鉄砲奉行
一	御多門	同続	口御多門	同断
一	御櫓	同	西口四戸前	御具足奉行
一	御多門	御厩曲輪	南口壺戸前	同断
一	御櫓	同続	口五戸前	御本丸御破損奉行
一	御多門	同	口御多門内続	
一	御櫓	同	口五戸前	
一	御櫓	同続	南口壺戸前	

- 一 御多門 同統南 北口三戸前 同断
- 一 御櫓 南之手 口御多門統 同断
- 一 御多門 同 北口式戸前 同断
- 一 桜御門台 口御多門統 同断
- 一 御多門 御台所前 西口五戸前 同断
- 一 御多門 御台所前 北口壹戸前 同断
- 一 御多門 同統北西折廻 西口式戸前 両口四戸前 同断
- 一 御多門 同統北西折廻 西口式戸前 同断
- 一 御本丸惣坪数壹万四千坪余 但帶曲輪山里大御門升形共
- 一 南之手東西 百四拾間余程 一 北之手東西 九拾式間余
- 一 東之手南北 百三拾七間余 一 御本丸御櫓 拾壹 不残三重
- 一 御本丸御曲輪御櫓式拾七 一 御本丸御櫓 拾壹 不残三重
- 一 山里御丸御櫓^〇〇^マ菱形御櫓式重
- 一 外御曲輪御櫓 拾四内 拾壹 式重内壹ツ御太鼓櫓
- 一 外御曲輪御櫓 拾四内 三重御櫓京橋口北角
- 一 桜御門御石垣冠木御門外右蛙石と申伝高サ壹丈式尺長三間半、同所虎石と申伝高壹丈式尺長三間半、同大御門是を桜御門と号、升形見付石高三間長五間半、蜻石と申伝同西側石高式間半長六間、半袖石と申伝同上高八尺長三間、肥後石高式間長八間此石京橋御門御升形之内正面也

一 御城中井戸数 貳拾五

但御天守台^并御金藏山里大御番所東脇御台所前銀水と申伝、御城代御定番兩御番所御加番御目付兩御番衆小屋
共

(7) 御本丸火用心道具之事

- 一 水溜舟三ツ【但唐金享保七^寅年より御本丸水溜桶止大広間山里兩所塩硝入埋有之、唐金箱三拾貳水溜相成候】
- 一 水溜桶 六拾九
- 一 挑灯 六拾八
- 一 梯子 六拾五丁
- 一 鳶口 百本
- 一 棒 四拾六本
- 一 長鎌 四拾七本
- 一 数手桶 三百三拾四
- 一 提挑灯 三拾壹
- 一 張籠 貳千貳百五拾
- 一 三道具 七組
- 一 長鳶口 五拾七本
- 一 長熊手 八拾四本

(8) 御殿御掃除之事

- 一 毎月九ノ日三度ツ、御本丸御破損奉行立合御破損奉行兩下奉行兩御番頭与力同心御鉄砲奉行兩組より同心三人ツ、右御鉄砲方同心御掃除定役^二罷在候、御座敷御居⁽⁷⁾之内御番頭同心御鉄砲方同心御掃除為致、御縁頼通兩御番頭より、雨落より外之草取^者掃除御番衆人足

(9) 御番所諸小屋之事

- 一 御玄関前大御番所 式間半南北拾貳間程
- 一 山里大御番所 式間半東西拾七間半

一 東御番頭小屋

惣地坪式千八百八拾坪

内 建家八百七拾二坪式合五勺

式百三拾七坪

本家

内 建家八百七拾二坪式合五勺

式百式拾壹坪五合

与力同心

内 建家八百七拾二坪式合五勺

四百拾四坪七合五勺

家中小屋

一 西御番頭小屋 惣地坪千百三拾坪

内 建家七百式拾壹坪式合五勺

式百廿七坪七合五勺

本家

内 建家七百式拾壹坪式合五勺

百五拾坪

与力同心

内 建家七百式拾壹坪式合五勺

三百四拾坪五合

家中小屋

一 東御番衆小屋 惣地坪式千五百七拾坪

内 建家千六百八拾壹坪式合六勺式才

三百三拾式坪七合式勺三才

表小や

内 建家千六百八拾壹坪式合六勺式才

千三百四拾八坪五合三勺九才

門小屋

一 西御番衆小屋 惣地坪五百七拾坪内千六百六拾九坪五合九勺式才

内 三百八拾四合式勺

表小屋

内 千零八拾六坪壹合九勺

門小屋

(10) 画工三楽之事

一 元祖狩野四郎次郎より四代源四郎ト号列信号永徳法印

一 惣見院殿近侍秀吉公聚楽大坂二条之大殿(大坂)画ス、慶長二年九月十四日卒歳四十七、天文二年出生、大坂御城

天正十二年成就也、此時三十五才ト見ゆ、右狩野系凶ニみゆ、然共三楽ト者無之、又狩野家門ニ三楽ト書たるあり、

左ニしるす

光頼修理亮、本姓八木村三楽ト号す、浪花ニ居す、寛永十二年八月卒七十七、永禄二年出生、天正十二年者

二十七才^ニ当ル、松栄門人永徳之為に養子トナリ然^者永徳父子^ニて画たるか依て三楽と申伝たるにや
 (11) 寛永五^子年十二月廿九日大坂大火之事

一 十二月廿九日寅刻道修町より出火西風強及大火、翌晦日四時前右近大夫殿・近江守殿御本丸へ御出、昼時前より御天守台^江焼来候故御天守^江御越、八ツ時後風替御玄関前へやけほこり吹掛、及晚景又西風^ニ成両御番衆小屋西御番頭御小屋へ焼ほこり来ル、昼之間右近大夫殿・近江守殿御泊所^ニ御詰合、尤両方組頭衆も御番頭泊所^ニ御詰度々東西小屋之火之元見廻与頭相越、杉浦八郎五郎忌中^ニて小屋^ニ有之火之元入念可申付旨両御番頭より被仰聞、当御番之組頭ハ御番所^ニ相詰

一 御番衆人足出之御本丸内所水籠水溜置之、七時頃火烧留、風北^ニ成御本丸氣遣無之故人足も引暮前右近大夫殿・近江守殿・御城代伊予守殿^江御越御対談、近江守殿御当番^ニ付夜中火鎮候迄中仕切御門無滞様御申付可有之旨被仰達候処即刻被申付候由、御本丸^者最早氣遣無之候間泊御番御出^ニ及申間敷御小屋^ニ御出被成火之元等被申付可然由伊予守殿被仰聞、御泊御番御出無之、暮時より西御番衆小屋又々焼ほこり吹掛五時大方火鎮小屋防之者も引夜九ツ時又々御本丸風筋悪敷御破損奉行小河庄右衛門より下奉行中^江御本丸^江見廻罷出候段申遣ス、乍去火^者大方鎮候^ニ付御番頭中御出無之

一 火事之内桜御門与力式人同心五人増出ル、桜御門御長屋御門ハ兼^而御断相濟居候事故無滞出入、右近大夫殿・近江守殿御泊所^江御越、御破損奉行兩人^江大火之義^ニ候間中仕切夜中無滞御自分より断次第被通候様御城代^江達置候旨被申聞候、御弓奉行衆・御鉄砲奉行衆・御具足奉行衆組之者召連不残持場々^江被相詰七時過各引取申候

(12)

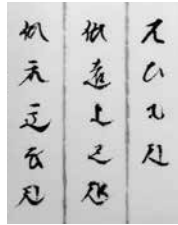
一 元和元^乙卯年五月七日大坂落城後寛永元^甲子年二條・大坂両御城御普請出来、伏見御櫓【千貫櫓ト云】筋金御櫓追

- 手より北^江三ツ目山里大御門鉄砲玉跡有之、但大御門外右之方御加番堺之御門是を姫御門と申伝
- 一 奥大御番所東方に大松有、北を生害松、南を蓮如上人袈裟掛松と云
- 一 西御番頭表書院庭^ニ松壹本有、アナ松と云、朔望廿八日節句神酒を備
- 一 奥大御番所前大的場尺式場有之、大的場矢留小山を仏具山と云、元和落去之節仏具埋候由申伝
- 一 京橋御定番小屋外長屋角下水之前石有、高五尺余、サハレハ必崇有と申伝
- 一 口大御番所裏^ニ仮之尺式矢場有
- 一 御数奇屋通御庭・御成御門内銅御殿御庭之内蔵多出る、此両所^ニかきる
- 一 東御番衆小屋内挟箱小屋・梶助小屋・地獄小屋有、梶助小屋・地獄小屋^者無之、挟箱小屋・風小屋今^ニ存す
- 一 奥御番所^ニ婆々ア畳と云有之、上^ニ臥時ハ怪有と申伝、今^者明部屋之方へ立込羽目^ニ而仕切有之、尤畳も無之
- 一 口大御番所下雪隠三ツ有、中之雪隠をシ、イ雪隠と云、作事シテ下を埋候跡^者一夜揺上ると云
- 一 カプロ雪隠御番頭泊所^ニ有、右上之間^ニ床之間之脇三尺^ニ壹間之処式枚折屏風立有之、明キ間敷由申伝
- 一 上御台所二階上り候得^者怪有、又^者乱心すとも云
- 一 下御台所大釜三ツ御竈^ニ有、蓋明ケ候事不相成と申伝
- 一 御数奇屋跡有之石灯籠地藏形と申、惣高五尺五寸七分ほど

- 一 玉造御蔵廿九、梁四間梁^二廿間宛高サ式間半地より桁まで屋根瓦作内板敷
- 一 御勘定所四ヶ所、二間梁六間宛瓦葺
- 一 西之丸御蔵式拾、梁四間梁長廿間間口十五ヶ所、五間梁三十六間壹ヶ所、四間梁廿五間壹ヶ所、五間梁三十六間壹ヶ所、二間梁^三〇間式ヶ所
- 一 六角蔵口無之塗込中に御薪有と云、玉造^二も有
- 一 御塩硝蔵廻不残石垣屋根瓦造、御塩硝から詰也
- 一 御天守高拾貳間 南北拾八間 下^二而式拾間
東西拾六間 同 式拾壹間
- 一 蔵有院様御代寛文^乙年正月二日戌刻雷落出火、翌三日午刻迄焼余煙、酉の下刻鎮ル、御焼失為見分御目付稻生七郎右衛門・島田藤十郎被相越、此時より京橋四人柵始申候由申伝
- 一 御天守台石高地形より九間組下之重^三而千疊敷有之候由
- 一 西丸前御堀端^二御石火矢蔵壹ヶ所有之
- 一 冠木御門前西北へ折廻、西ハ御城代小屋門前迄、東^者中仕切御門御堀際迄御堀
- 一 御塩硝蔵八ヶ所内御本丸式ヶ所・山里壹ヶ所・大広間壹ヶ所・西丸式ヶ所・御蔵土手際^二有内壹ヶ所御石蔵
- 一 御黒書院御材木キリシマ松之由、但肥州・薩州多有之由
- 一 時御太鼓銘 右銘筒^二彫付有之由古物故文字等不弁其假記之写ス

願諸賢聖同入道場

願諸甚趣俱將離苦



五大皆有驚

十界具言語

六塵悉齊宗

法身是真相

生馬山大聖林寺太鼓張記銘銘事右伝聞迦葉打鼓則阿難立舞上憲吹笛則山神出遊誠是五常不乱者天下無煩五音和
 浪々者寔衆催感陀倫憂苦之衆生同之得祓苦与楽之便得脫安楽之聖賢聽之彼同入道場之儀然則凡聖集会之謀冥顯得
 益術尤達斯者歟就中簡則山一山靈木樟則竹林寺之貴木彼山者是海上立師之聖跡此寺者且行基菩薩之宿禱也云彼云
 此結縁之輩何無其益乎仍所記錄之如件

正安二二年【歲次壬子】正月八日【土肥氏云 文政七年^甲迄五百九十六年^二ナル】

宗師長老智上律師

孤權此上明心

知事此上唯一

張大工左近將監八重行宗

張于橋村又六作判

元和二年^丙十月廿四日
辰

奉張直大聖林寺僧堂太鼓事

右破損雖徑年有志願無力不及修補歎^而送日、爰四五輩相議云自幼年之者迄長大之今宿身於仏家飽^而蒙法恩然
 無酬薩埵之広徳不能一分之報謝、依之於少分之淨村方成無終之供下以返弃之米錢誠加修補之興隆者也、願者

本尊聖者大聖文殊垂跡和光行基応身伽藍護法大小善神心廻哀愍納受之慈眼弥成伽藍興隆之索願給仍志趣大概如斯

寛正二年^辛 巳五月廿五日 【土肥氏云 文政七^甲年迄三百六十七年二ナル】

住持大徳隆恵律師

結衆分 宗恵 祐海 実尊 見淵 祐円

再興張大工 橋村利右衛門

張有之書付

万治二年^巳 亥八月廿六日 張大工 撰州大坂道頓堀渡辺村作

元禄十四^辛 巳稔十月廿八日 此張主 大坂渡辺村河内屋吉兵衛正治判

享保七^{壬寅}年正月廿日 張大工 播磨屋平左衛門重行
和泉屋与右衛門正勝

元文三^戊 午年十一月廿三日 張主 河内屋吉兵衛正次判

延享五^戊 辰稔二月吉日 此張主 河内屋吉兵衛正次判

宝曆二^癸 酉年二月 御張替

同九^巳 卯年三月 同断

同十一^辛 巳年六月 同断

(二丁白紙)

(裏表紙・墨書等なし)